

日本語教育推進会議（第7回）議事録

平成28年9月15日（木）
14時00分～15時15分
合同庁舎第7号館東館
文部科学省3F1特別会議室

〔出席者〕（敬称略）

公益社団法人国際日本語普及協会	関口 明子	理事長
	戸田 佐和	専務理事
	小瀧 雅子	常務理事
公益財団法人中国残留孤児援護基金	安場 淳	中国帰国者支援・交流センター 教務課長
公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部	上野 明	業務課長代行
	西口里紗	業務第二係
一般社団法人全国日本語教師養成協議会	吉岡 正毅	代表理事
	黒崎 誠	理事
	新山 忠和	事務局長
公益財団法人日本国際教育支援協会	池田 輝司	専務理事
	川端 一博	日本語試験センター企画開発室長
国立大学日本語教育研究協議会	西口 光一	代表理事 （大阪大学国際教育交流センター）
一般財団法人日本語教育振興協会	加藤 早苗	評議員
	江副 隆秀	評議員
	村上 誠	評議員
	樋口 昭夫	参事
	相原 重昭	総務部長
一般社団法人全国専門学校各種学校日本語教育協会	堀 道夫	会長代行
	深堀 和子	副会長
	新井 時賛	副会長
	鈴木 功	事務局長
大学日本語教員養成課程研究協議会	木村 哲也	代表理事
独立行政法人日本学生支援機構	西澤 信夫	日本語教育センター 副センター長
	水野 雅方	東京日本語教育センター 教務主任

一般社団法人全国日本語 学校連合会	荒木 幹光	理事長
	長岡 博司	常務理事
	本田 幸雅	理事
一般財団法人海外産業人 材育成協会	宮本 真一	新国際協力事業部 部長
	濃野 承次	日本語教育センターグループ長
	吉田 維子	日本語教育センター
公益財団法人国際研修協 力機構	佐久間 大策	能力開発部副部長
一般財団法人日本国際協 力センター	打田 斉道	研修事業部長
	吉村 純	研修事業部多文化共生課長
	渡部 裕子	研修事業部計画課日本語主任講師
公益財団法人国際文化フ ォーラム	中野 敦	職員
独立行政法人国際交流基 金	小島 聡子	日本語事業部次長
外国人集住都市会議	藤江 大光	豊橋市文化市民部多文化共生・国際課 主査
多文化共生推進協議会	井上 明	愛知県多文化共生推進室 主査
公益社団法人日本語教育 学会	伊東 祐郎	会長
	嶋田 和子	副会長
	松崎 寛	副会長
	中野 佳代子	事務局顧問
	大塚 徹	事務局長
国立大学法人筑波大学	今井 新悟	グローバルコミュニケーション教育セ ンター日本語教育部門教授
国立大学法人名古屋大学	衣川 隆生	国際教育交流本部国際言語センター教 授
国立大学法人広島大学	渡部 倫子	大学院教育学研究科日本語教育学講座 准教授
放送大学	山田 恒夫	教養学部 教授
法務省入国管理局入国在 留課	綿引 浩人	法務専門官
外務省大臣官房広報文化 交流部文化交流・海外広 報課	山口 敦	課長補佐

厚生労働省職業安定局 派遣・有期労働対策部外 国人雇用対策課	田中 浩一	課長補佐
経済産業省経済産業政策 局 産業人材政策室	松崎 智一	室長補佐
文部科学省	高橋 洋子	大臣官房国際課国際協力企画室外国人 教育政策係長
	齋藤 潔	初等中等教育局国際教育課主任学校教育 教育官
	木下 雅仁	初等中等教育局国際教育課日本語指導 係長
	佐々木 徹	高等教育局学生・留学生課留学生交流室 留学交流支援係長
文化庁文化部	岸本 織江	国語課長
	竹田 透	国語課 課長補佐
	小松 圭二	国語課 日本語教育専門官
	増田 麻美子	国語課 日本語教育専門職
	北村 祐人	国語課 日本語教育専門職
	平山 大	国語課 専門官
	三角 祐加	国語課 日本語教育企画係
	緒形 杏史由	国語課 日本語教育企画係

〔配布資料〕

資料 1－1 文化庁資料

資料 1－2 同上

資料 1－3 同上

資料 1－4 同上

資料 2－1 文部科学省初等中等教育局国際教育課・大臣官房国際課資料

資料 2－2 文部科学省初等中等教育局国際教育課資料

資料 2－3 同上

資料 3－1 文部科学省高等教育局学生・留学生課資料

資料 3－2 同上

資料 4 法務省資料

資料 5	外務省資料
資料 6	厚生労働省資料
資料 7	全国日本語学校連合会資料
資料 8	全国日本語教師養成協議会資料
資料 9	国際文化フォーラム資料
資料 10	日本語教育学会資料

【小松日本語教育専門官】 まだお着きでない方もいらっしゃいますが、お時間となりましたので、ただいまより、日本語教育推進会議第7回を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めます、文化庁国語課の日本語教育専門官の小松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。開催に当たり、文化庁文化部、岸本国語課長より、一言、御挨拶を申し上げます。

【岸本国語課長】 文化庁の国語課長の岸本でございます。皆様、大変お忙しい中、本日は日本語教育推進会議の方に御出席いただきましてありがとうございます。この日本語教育推進会議ですけれども、日本語教育関係機関・団体や関係府省の皆様の情報交換、情報共有の場として、また顔の見えるつながりを作る場として、平成24年1月の発足以来、関係府省の取組について幅広く情報を御提供いただくとともに、日本語教育関係機関・団体の皆様からもそれぞれの取組内容や課題等について御報告を頂いてまいりました。

皆様御承知のとおり、現在、国内の外国人数は223万人と過去最高の数字となっております。現在、少子高齢化が進行する我が国においては、外国人材の活用のための施策が様々講じられておりまして、外国人数は今後も増加傾向が続くものと思われます。そのような中において、在留外国人が、持っている能力を十分に発揮し活躍するためには、外国人と日本人が言語・文化の相互尊重を前提としつつ、互いが日本語で意思疎通を図り、安心して生活できるようになることが重要であると考えております。そういった意味で、日本語教育は国際交流や文化交流の観点のみならず経済面における効果からも非常に重要な施策となっております。

本日は、8月末に各省の来年度予算の概算要求が提出されたことを受けまして、関係省庁の日本語教育関連の取組や概算要求の状況などについて御説明いただくとともに、幾つかの参加機関・団体の皆様からそれぞれの取組などについて御報告いただく予定となっております。

おります。文化庁としまして、御報告いただいた内容を今後の施策の参考とさせていただくとともに、この場で生まれたつながりを生かし、日本語教育の推進に努めてまいりたいと考えております。限られた時間ではございますが、実り多い会議となりますよう、皆様の御協力をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【小松日本語教育専門官】 それでは、本日配布しております資料を確認させていただきます。次第の下段に配布資料を書いてありますが、資料１から１０までとなっております。それから、机上に別途、「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」の青いパンフレット、それから昨年度の文化審議会国語分科会で取りまとめた報告書といったものを配布させていただいております。不足等ございませんでしょうか。

それでは、本日の出席者でございますが、配布させていただいております出席者名簿、座席表にて、各自御確認くださいませようをお願いいたします。

それでは、本日の会議進行について改めて簡単に御説明させていただきます。初めに各省庁から、日本語教育関連の施策の取組状況や概算要求の状況などについて御報告いただきます。それから関係省庁からの説明が終了した後、まとめて質疑応答の時間を取りたいと思います。次に、事前に照会させていただき、お申し出いただいております４団体から、現在の取組状況について御報告いただきます。その後、全体を通しての質疑応答の時間を取りまして、１６時の終了を予定しております。

それでは、早速ではございますが、各省庁の取組状況についての説明に入らせていただきます。初めに、文化庁文化部国語課から御説明をお願いいたします。

【岸本国語課長】 それでは、まず文化庁国語課の施策について御説明をさせていただきます。お手元の配布資料１－１を御覧いただきたいと思います。「文化庁における日本語教育施策（平成２９年度概算要求）」というタイトルのものがございますけれども、文化庁国語課の外国人に対する日本語教育に関する取組の全体像を、１ページ目のスライドにお示ししております。平成２９年度の概算要求額は、今年度と同額の２億１，０００万円となっております。文化庁における日本語教育の取組は大きく、上の黄色の枠でお示ししている「審議会における検討」と、下の緑の枠でお示ししている「具体的な事業の実施」の二つに分かれております。

まず平成２９年度概算要求の概要について御説明いたします。めくっていただきましてスライド２を御覧いただきたいと思います。「生活者としての外国人」のための日本語教育事業につきましては、平成２９年度の要求額は今年度と同額の１億５，１００万円となって

おります。内容といたしましては、従来から実施しております「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組や、地域資源の活用・連携による総合的取組などを支援する地域日本語教育実践プログラムA・Bのほか、地域日本語教育コーディネーター研修や、今年度から開始いたしました地域日本語教育スタートアッププログラムを引き続き実施すべく、必要額について要求しております。

次に、地域日本語教育スタートアッププログラムについてスライド3を御覧いただきたいと思います。このプログラムは、域内に住む外国人が日本語教育へのニーズを持ちながら、日本語教育に関するノウハウを有していなかったり、指導する人材がいらないために、教室を開設できていないという自治体に対して支援を行おうというものでございます。具体的支援の内容としましては、アドバイザーとして日本語教育の専門家などを派遣し、日本語教室の設置に向けて3年間の継続した支援を行うこととしております。このプログラムによりまして、地域に住む外国人が日本語を学びたくても、日本語教室がないことにより学べないという日本語学習環境の地域間格差を解消していきたいと考えております。平成28年度におきましては5件を採択しております。

次にスライド4を御覧ください。条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育についてですけれども、定住支援施設における日本語教育プログラムや施設退所後の定住先における日本語教育の支援などについて4,300万円を要求しております。

スライド5でございますけれども、日本語教育に関する調査及び調査研究といたしまして、日本語教育に関する実態調査と日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究を引き続き実施するための予算として800万円を要求しております。

めくっていただきまして、スライド6でございます。日本語教育研究協議会等の開催については500万円の要求額となっております。この内訳は、毎年東京で開催しております日本語教育大会と、平成25年度から西日本で開催しております日本語教育研究協議会のほかに、都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修や、本年度から実施しております都道府県・政令指定都市の日本語教育推進会議に係る経費となっております。

スライド7を御覧ください。省庁連携日本語教育基盤整備事業につきましては、この日本語教育推進会議のほか、日本語教育に関するコンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトであるNEWS「日本語教育コンテンツ共有システム」を運用する日本語教育コンテンツ共有化推進事業を引き続き実施するための予算として400万円を要求しております。平成29年度概算要求についての説明は以上となります。

次に、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における今期の審議状況及び今後の予定について御説明いたします。まず審議会における検討についてですけれども、先ほどの配布資料１－１のスライド１に戻っていただきまして、上の段を御覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。文化庁では、外国人の定住化傾向を受けまして、平成１９年に文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置しまして、日本語教育の内容や方法に関する検討を順次行い、標準的なカリキュラム案や教材例集などを取りまとめてまいりました。また、平成２４年に日本語教育小委員会の下に課題整理に関するワーキンググループを設置しまして、日本語教育を推進する意義等について再確認するとともに、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の検討材料として１１の論点を整理し、平成２５年２月に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」という報告書を取りまとめました。

次に、配布資料１－２を御覧いただきたいと思います。この平成２５年に取りまとめた１１の論点のうち、平成２６年度・２７年度の２年間で、論点７「日本語教育のボランティアについて」と、論点８「日本語教育に関する調査研究の体制について」検討を行いまして、ボランティアを含めた地域における日本語教育の実施体制や、外国人に対する日本語教育に関する調査の共通利用項目について、本年２月２９日に、「地域における日本語教育の推進に向けて」の報告と事例集として取りまとめました。本日、机上に報告書をお配りしておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

なお、論点８についての議論の成果である、外国人に対する日本語教育に関する調査の共通利用項目についてですけれども、１１言語に翻訳いたしまして、先ほど御説明しましたNEWSの方に掲載しております。関係団体の方で外国人に対する調査を今後実施される際などに利用できるかと思いますので、参考としていただければと思います。

配布資料１－３を御覧ください。今期の日本語教育小委員会では、論点５「日本語教育の資格について」、論点６「日本語教員の養成・研修について」を議論しております。日本語教育人材の活動内容や活動場面が多様化している中で、活動分野や役割に応じて求められる資質・知識・能力も多様化していると思われることから、これらについて整理し、日本語教育人材の養成・研修の在り方等について２年程度で議論を取りまとめる予定でございます。そのため、現在、各分野の機関・団体の方から、今までの取組や課題についてお話を伺っております。現在議論いただいている活動分野や役割、そしてヒアリングさせていただいた団体などについて整理してお示ししているものが配布資料１－４でございます。

今回の検討においては、求められる資質・知識・能力の整理にとどまらず、活動場面や役割に応じた教育内容を基に、養成・研修のカリキュラム例を提示したり、日本語教育に携わる方にとって知識や能力を向上させるインセンティブとなるような資格の在り方についても検討したいと考えております。

今後は、日本語教育養成講座を実施している機関・団体の中から100団体程度を対象に抽出調査を行った上で、求められる知識・能力の洗い出しを行うこととしております。関係の皆様におかれましては、御協力のほどよろしくお願いいたします。文化庁からの説明は以上でございますが、今後とも皆様からの御意見や情報提供を頂きながら、日本語教育の推進に努めてまいりたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

【小松日本語教育専門官】 それでは次に、文部科学省大臣官房国際課から御説明をお願いいたします。

【文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室】 大臣官房国際課の高橋と申します。まず、お手元の配布資料2-1を御覧ください。国際課からは、「4. 外国人の子供等の就学・進学・就職の促進」のうちの二つ目の、定住外国人の子供の就学促進事業について御説明いたします。この事業は、これまでも御説明させていただいておりますとおり、平成26年度まで実施しておりました虹の架け橋教室の後継事業として昨年度から実施しているものです。来年度におきましても継続して、このとおり要求させていただいているところです。

内容としては、外国人のお子さんで不就学若しくは不登校となっている場合であったり、授業についていくのが困難であるため日本語指導が必要な場合など、安定的・継続的に就学するに当たって課題がある子供たちに対して、就学に必要な支援を学校外においても実施することを目的としております。近年、支援を必要とするこういったお子さんについては、様々な地域・生活・家庭環境、国籍、言語など多様な背景を有することになっていることなどを踏まえまして、より地域の実態に応じた支援を実施する観点から、各自治体が主体となって子供たちへの支援体制を構築する事業に対して、経費の3分の1を補助する形で実施させていただいているところです。具体的な取組としては、就学先候補となる学校とのコーディネートであったり、日本語指導などを行う教室の開設、指導員の研修の実施、地域社会との交流や就学状況や進学状況の調査、そのほかにも外国人の子供の就学の促進に資する地域の取組となっておりまして、各自治体における外国人のお子さんの就学を支援するような取組であれば、広く御活用いただけるようにしており、特に今年度は、

そのように見直しを行ったところです。

本年度は昨年度よりも多くの自治体に実施いただいております。現在実施いただいている自治体におかれては、虹の架け橋教室を実施していた団体に委託する形で継続的な支援をする場合が多くはなっていますが、自治体が直接、日本語指導などの支援を実施されていたり、多言語による相談体制の整備であったり、就学準備や高校進学に関するガイダンスの実施など、自治体独自の取組を実施されている場合も数々ございます。本事業につきましては、引き続き各自治体に対して周知させていただくとともに、皆様からの御意見も様々頂きながらニーズの把握に努め、本事業の充実・強化を通じまして、外国人の子供たちの就学機会の確保が図られるよう努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上になります。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございました。続きまして、文部科学省初等中等教育局国際教育課から御説明をお願いいたします。

【文部科学省初等中等教育局国際教育課】 文部科学省初等中等教育局国際教育課の齋藤と申します。ただいまの国際課の説明に続きまして、私の方から、外国人児童生徒等に対する学校における教育支援といったことにつきまして御説明申し上げます。資料は2－1，2－2，2－3を使用いたします。

まず配布資料2－2でございますけれども、御案内のとおり、日本語指導が必要な外国人の児童生徒及び日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が我が国の学校において急増しております。また、その状況も多様化しているという状況でございます。こういった教育支援の充実が喫緊の課題であると考えております。

これを受けまして、配布資料2－3でございますけれども、文部科学省の方で昨年の11月に、学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議というものを開催いたしまして、計6回にわたりまして御議論いただきました結果、この配布資料2－3でございますように、「充実方策について」という報告書の中で、数々の提言をおまとめいただいたところでございます。この報告の概要でございますけれども、まず外国人児童生徒等教育の基本的な考え方として、ここにございますような、多文化共生・異文化理解に基づく教育、それから学校教育を通じた円滑な社会への適応、グローバル人材の育成といった観点、それから国・自治体・学校・地域のNPOや大学等の役割分担や連携といった視点、それから最後から二つ目ですが、ライフコースの視点に立った体系的・継続的な支援といったこと、それから人材育成の観点といった基本的な考え方に基づきまして、

「主な提言事項」にございますように、主に四つの柱に沿って提言を頂いております。一つ目は、外国人児童生徒等教育の指導体制の整備・充実。二つ目が、そういった教育に携わる教員・支援員等の養成・確保。三つ目が、指導内容の改善・充実。四つ目といたしまして、そういった子供たちの就学・進学及び就職の促進といったことにつきまして、具体的な提言を頂いたところでございます。これを踏まえまして、文部科学省では来年度の29年度概算要求におきまして、配布資料2－1でございますけれども、こちらにございますように、それぞれ4本の柱に沿いまして、新規事業を含みます、全体としての施策を検討し、このたび要求をさせていただいているところでございます。

こちら、かいつまんで御説明申し上げますが、まず一つ目の、指導体制の整備・充実に関しましては、これまで文部科学省におきましても、公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業といいまして、いわゆる体制整備に取り組む自治体に対する国費での補助ということを行っておりましたが、この中のメニューで、今、有識者会議の御提言にあったような提言内容が実現できるようなメニューを増やしていくといった、具体的には、例えば外国人児童生徒等のための進路ガイダンス、キャリア教育等の支援、NPOとの連携体制の構築といった新たなメニューを設けていくということに加えて、
「新規」と書いてございますが、こういった問題がやはり散在地域の自治体でも大きな問題になっているということで、散在地域に焦点を当てた形で事業を拡充していきたいと考えております。それから、その下でございますが、教員配置の充実が必要であるという御提言を頂いております、これは文部科学省の全体の教員定数の充実といった中の一つの大きな柱といたしまして、外国人児童生徒等教育のための教員定数の充実といったことで拡充の要求をさせていただいているところでございます。

それから二つ目の柱といたしまして、教員・支援員等の養成・確保といったことにつきましては、一つ目の「新規」というところを書いてございますように、外国人児童生徒等教育を担う教員及び支援員等の専門的能力の育成のために教員養成学部等の課程、それから現職教員の研修といったものを通じた、体系的なモデルとなるプログラムといったことの開発をしたいと考えておまして、このための予算要求をさせていただいております。このほか、文化庁における、先ほど御説明にございました、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業とも連携を図っていきたいと考えております。

三つ目の、指導内容の改善につきましては、こちらも「新規」といたしまして、やはり外国人児童生徒等の学習、それもタブレット等のICTを活用した学習支援機器等の活用

のための実証研究に取り組みたいと考えております。

最後に四つ目の、就学・進学・就職の促進に関しましては、現在、文部科学省で行っておりますスーパーグローバルハイスクールといった事業の中で、いわゆる多文化共生といった視点を入れていきまして、定住外国人の生徒も含めて、そういったグローバルな人材として育つための課題研究等を行う高校を支援ということを考えていきたいと考えております。

以上、かいつまんで御説明申し上げましたが、こういったことにつきまして、皆様の御協力を頂きながら、文部科学省として総合的に進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。以上でございます。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございます。続きまして、文部科学省高等教育局学生・留学生課から御説明をお願いいたします。

【文部科学省高等教育局学生・留学生課】 高等教育局学生・留学生課留学生交流室の佐々木でございます。私からは、学生・留学生課が所掌する日本語教育に関する事業の現状につきまして、配布資料３－１に基づいて御説明いたします。

まず、独立行政法人日本学生支援機構日本語教育センターについてですが、独立行政法人日本学生支援機構は、東京と大阪に日本語教育センターを設置しており、我が国の大学、大学院、高等専門学校等、高等教育機関に進学する外国人留学生に対し、日本語と高等教育を受けるために必要な基礎教科の教育を行う。それから日本語教育の教材の開発、日本文化・日本事情等の理解を推進させるための事業等を行っております。東京日本語教育センターの前身は国際学友会、大阪日本語教育センターの前身は財団法人関西国際学友会で、平成１６年に日本育英会が整理・統合された際に、日本学生支援機構に組み入れられたものでございます。日本語教育を行うコースにつきましては、東京・大阪を併せて合計５４０名の定員となっており、主に国費留学生として配置される前の留学生の予備教育を実施しております。特に配置先の大学が留学生センター等を持っていない場合は、こちらの日本語教育センターで教育する。それから、そのほかに中等教育等の１２年の教育課程よりも短い国、例えばマレーシアですとかミャンマーなどから日本の大学、高等教育機関に留学してくる学生のための準備教育も、文部科学省からの準備教育課程の指定を受けておりますので、一部実施しているところでございます。日本語教育センターに関する平成２９年度予算については、前年度同額の２億６，６００万円を要求しております。

次に配布資料３－２を御覧ください。国費外国人留学生制度についてでございます。昭

和29年からこれまで世界160か国・地域から合計10万2,000人を超える留学生を国費留学生として受け入れておりますが、まず大学院レベルにつきましては、渡日後6か月間の日本語の予備教育を実施しております。それから学部レベルのうち(4)、(6)、(7)につきましては、基本的には渡日後1年間、日本語を中心とした予備教育、それに加えて日本で教育を受けるために必要な様々な科目を受講させております。実施機関は、大学院レベルは受入れ大学の留学生センター等の方で、学部レベルのうち(4)学部留学生は東京外国語大学と大阪大学で、学部レベルのうち(6)高等専門学校留学生、(7)専修学校留学生は、先ほど御説明したように、日本学生支援機構の日本語教育センターで実施しているところでございます。

以上、大きくは、前回この会議で御報告した内容から変わっているところはございませんが、引き続き中身について更に磨きを掛けながら、それぞれの取組を進めているところでございます。私からの説明は以上です。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございます。続きまして、法務省入国管理局から御説明をお願いいたします。

【法務省】 法務省入国管理局の綿引と申します。よろしくお願いいたします。

法務省の資料は配布資料4でございまして、「日本語教育機関の告示基準」ということでございます。この告示基準でございますけれども、皆様御案内のとおり、外国人留学生を受け入れることができる日本語教育機関は、法務大臣が告示をもって定める機関とされておるところでございます。いわゆる留学告示というところで列挙されているものということでございますけれども、平成22年5月に実施されました行政刷新会議ワーキンググループ、いわゆる事業仕分でございますが、こちらにおきまして、在留資格、留学に係る日本語教育機関の告示に当たりまして、民間組織、これまで財団法人日本語教育振興協会さんが作っていた基準に基づく審査結果を参考とするという枠組みを定めたものがございましたけれども、その定めた入管法の施行規則につきまして不明確であるということ、そして法的により明確な制度に改めるべきであるという御指摘を受けたことを踏まえまして改正を行ったというものでございます。具体的には、入管法の施行規則63条の規定を廃止いたしまして、法務大臣が文部科学大臣の意見を聞いた上で日本語教育機関の告示を行うということを上陸基準省令に明記したというものでございます。そして今回お配りした日本語教育機関の告示基準でございますけれども、これまでの民間組織の審査を参考にするという仕組みを廃止してございますので、今後は行政機関が判断するというところでござい

まして、法務大臣が文部科学大臣の意見を聞いて判断する仕組みというふうにいたしますので、その際の判断基準ということで策定させていただいたものでございます。こちら、配布資料にも書いてございますように、今年の7月22日に策定して公表しているというところでございます。

また、その告示基準でございますけれども、内容につきましては現行の基準を踏襲する形で見直しをさせていただいておりますけれども、その他、平成27年6月に閣議決定されました規制改革実施計画におきまして、校地・校舎の自己所有要件の緩和の是非を検討するということが盛り込まれてございましたので、そういった観点につきまして検討いたしまして、緩和の方向で基準を見直して、新しくお示ししているというところでございます。こちらの基準につきましては、来年10月以降に開校される学校に適用されるということで、法務省といたしましては、引き続き適切な審査を行って、日本語教育機関の適正に努めていきたいと考えております。以上でございます。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございます。続きまして、外務省大臣官房文化交流・海外広報課より御説明をお願いいたします。

【外務省】 外務省の文化交流・海外広報課、山口でございます。よろしくお願い申し上げます。

配布資料5を御覧いただければと思います。外務省及び外務省監督の独立行政法人国際交流基金は、海外における日本語教育に取り組んでございます。その関係でちょっと御報告させていただきます。まず海外の日本語教育ですが、日本語教育を通じて日本文化への理解を深めてもらう。それから日本の理解者、日本のファンになってもらうという目的で、日本教育事業をやっております。

外務省の取組でございます。2番目を御覧ください。外務省がやっているのは、日本語そのものを教えるというよりは、日本語を学ぶモチベーションを維持してもらう、上げてもらう、ないしは日本語教育に興味を持ってもらおうという観点でやっております。在外公館を通じまして日本文化の様々な面も紹介しておりますが、その一環として日本語関係の事業もやっているということでございます。

続きまして、ページをめくっていただいて、今度は正に日本語教育に携わっている国際交流基金の取組について御説明いたします。国際交流基金は、もちろん外務省の監督の特別行政法人でございますので、外交政策への貢献も意識しながら日本語教育の関係の事業をやっているということになります。配布資料のその次の1番を御覧ください。国際交流

基金は、教材だとか教育ツールの開発をやっております。もう御案内かと思いますが、最近の新しいところだと、ここに書いてございますが、日本語学習Eラーニングのシステムを開発しまして、それを公開しております。現在、まだ初級段階のシステムでございますが、今後これをその上のレベルまで上げていきたいと考えておりますので、皆様のお近くにそういうEラーニングに関心がある方がいらっしゃいましたら、是非積極的にPRいただければと思います。

次に、海外における日本語教育のモデルケースを作るという観点から、日本語講座というのを開講しております。その次、もう御説明は不要かと思いますが、海外で外国人の日本語能力を測る試験ということで、日本語能力試験を実施しております。

その次でございます。4番目。海外における日本語教育に当たって、いろんな課題、それから問題がございます。そういうものの把握のために、およそ3年に1度でございますが、海外の日本語教育の現状、日本語教育機関の状況等を調査しております。

配布資料をめくっていただければと思います。次に3-2でございますが、個別の事業について説明いたします。国際交流基金では、海外の日本語教師の先生になるような方々ですが、日本語専門家を派遣しております。

その次でございます。今度は、海外にいらっしゃる日本語の先生、それから日本語学習者に、訪日の機会を与えるということで、招聘^{へい}研修をしております。海外で日本語教育を行う上では、単に日本語教育の知識だけではなくて、現在の日本の状況とか文化にも触れていただくことが大事だと思って、そういう事業をしております。

次に7番目。海外で日本語教育をやっている様々な機関については、予算面などいろいろな課題等を抱えておりますので、そういう課題に対応するために日本語教育機関に対する助成・支援をしております。

8番目、海外に国際交流基金の海外事務所がございますので、そこを通じて、日本語教師に対するセミナーなどをしております。

次、ちょっと毛色が変わりますが、EPAの枠組みで、インドネシアとフィリピンから、看護師候補者、介護福祉士候補者の方を日本に受け入れています。日本に来られる前に現地で日本語を教えるという機会を設けておりますので、そこに国際交流基金が携わっております。

最後の事業でございますが、平成26年度から取り組んでいる事業でございます。特に日本語学習が盛んになった東南アジアを念頭に、現地の日本語教育に支援を行うという観

点で、日本語の先生ではございませんが、日本語教育アシスタントということで、日本語教育の資格を持っていなくても、日本語を話すネイティブの方ということで、現地の教師の補助をしてもらう、そういう方を東南アジアに派遣しております。日本語パートナーズという方々なのですが、現在、インドネシアとタイとシンガポール、それからミャンマーに派遣する方の募集をしておりますので、もし御関心の向きの方がいらっしゃいましたら、是非積極的に広報いただければと考えております。

最後に、予算要求の状況でございます。国際交流基金の事業予算を外務省で予算要求してございまして、今までに申し上げた事業に加えまして、新しい要素としては、海外において国際交流基金のパートナーとして、日本語教育の促進、それから質の向上に取り組んでいただくという日本語教育機関を、さくらネットワークというネットワークで結んで、そのメンバーになっていただき支援をするということをしております。今現在、285機関を認定しているところなのですが、これを来年度も更に増やそうという取組を行っております。それから、アメリカと中国なのですが、特に重点的に日本語教育に取り組んでいきたいと考えております。特にアメリカにおいては、先生方の高齢化が進んでいるということで、更に若手の先生方の育成が進んでいないという状況もございまして、そこになるべく応えていきたいということと、中国については、高校だとか、大学における日本語離れというのが進んでいる状況にありますので、それにできるだけ対応していきたいということでございます。

海外における日本語教育といっても、外務省及び国際交流基金にできることというのは非常に限られております。今後も誠心誠意、取り組んでまいります。皆様方の御協力、御支援も頂きながら取り組んでいきたいと思っております。簡単でございますが、以上、報告させていただきます。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございます。続きまして、厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課から御説明をお願いいたします。

【厚生労働省】 厚生労働省外国人雇用対策課、田中でございます。よろしく申し上げます。配布資料6に沿って御説明いたします。内容は、外国人就労・定着支援研修事業の概要ということでございます。

2枚目のスライドでございますけれども、「日本で就労する外国人のカテゴリー」という配布資料でございまして、昨年10月末現在の、日本で就労するといえますか、雇用される外国人労働者の状況ということでございます。ここで御説明したいのは、研修の対象者

がどのカテゴリーかというところでございますけれども、②に基づき在留する方、定住者、永住者、日本人の配偶者等といった方が対象となるというものでございます。

次のスライドでございます。「外国人求職者の状況」ということでございまして、この研修がどのタイミングで始まったかということを御説明します。左から右に時間が流れておりまして、左側、リーマンショック前から現在までという流れでございます。スライドの左の真ん中あたり、リーマンショック（2008年9月）でございます。それで、その直後でございますけれども、これはハローワークにおきます外国人求職者の方の相談件数、来所者の数を表したのですが、特に相談件数が爆発的に伸びているということでございまして、たくさんの日系人の労働者の方が失業して、ハローワークに押し寄せたということでございまして、その対策としてこの研修が始まったということでございます。

次のスライドでもうちょっと詳しいことを説明します。次のスライドでございますけれども、「日系人等定住外国人に対する雇用対策」ということでございまして、上から二つ目の四角でございます囲みでございまして、リーマンショックによりまして、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある日系人労働者の解雇・雇い止めが相次いで、いわゆる日系人集住地域のハローワークにたくさんの外国人、日系人の方が訪れたということで、この対策としまして、日本語能力の不足や我が国の雇用慣行の不案内といった理由によりまして、非常に就労が難しかった。雇用されるのが難しいという状況がありましたものですから、この研修を始めたということでございます。その当時、この名称が、対象も若干、今よりも狭かったのですが、日系人就労準備研修という名前です。まずは始まったわけでございまして、下から二つ目の囲みの中にあるのですが、日本語を含む職場でのコミュニケーション能力の強化、日本の労働法令や雇用慣行の基本的な知識といったもの、さらには履歴書の作成指導や模擬面接といったことをこの研修で学んでいただくということにより始めたというものでございます。真ん中あたり、研修を受けた方の推移がございまして、21年度、リーマンショック直後は6,000人強、いらっしゃったのが徐々に減ってきて、昨年度、また若干増えているのですが、右側の囲みの中を見ていただきたいと思いますけれども、昨年度より対象者を定住外国人全般に拡充しまして、名前を、先ほど申し上げておりますとおり、外国人就労・定着支援研修として実施しているというものでございます。それで、28年度、4,200名で受講を予定して実施しているということでございます。

次のスライドでございます。この研修の概要でございます。目的は割愛します。研修対象者、先ほども申し上げましたが定住外国人でございまして、離職者に限らず在職者も対

象として実施しているところでございます。研修内容は割愛します。

それから研修の時間です。コース当たりの時間数は基本的には120時間、それから地域の実情や受講対象者に合わせまして、夜間や土日のコースも設置しているということでございます。右下、16都道府県88市町村で実施しておりまして、網掛けになっているところ、水色で表示してあるところ、こちらの16都道府県で実施しているというところでございます。

最後のスライドでございます。この研修のコースの全体図ということでございます。今、富士山と申しますか、ピラミッド形に、真ん中あたりに図がございまして、下から上にだんだん難しくなっていくということで、このコースが設定されています。基本コースのレベル1、2、3とあります。レベル1は日本語を初めて学ぶ方、レベル2が片仮名・平仮名が読み書きできる方というレベル、レベル3はそれに加えて漢字も若干できるといった方ということで、ステップアップしていくことができますし、ある程度できる方は、いきなりレベル3から始まるということも可能でございます。この基本コースを終えましたら、更に専門コース。そこに、特に人手が不足しているということで介護コースといったところに進んでいただくということもできますし、右側にありますとおり、日本語資格準備コースに進んでいただくということも可能でございます。それで、専門コースを終えた方におかれましては、都府県が実施しております職業訓練といったところにも進むという道がございまして、安定した就労に進んでいただくというようなスキームになっているところでございます。

配布資料はございませんけれども、来年度の概算要求ということでございまして、この研修につきましては、今年度、予算規模としては5億3,000万程度でございますけれども、来年度は若干、実施地域あるいは対象人員を増やしたいと考えておりまして、約3,000万増ということで、5億6,000万ほど概算要求で要求しているというところでございます。私からは以上でございます。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございます。それではここで、これまでの各省庁から御報告いただきました内容について質疑応答の時間をとりたいと思います。御発言のある方、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。もし特にないようでしたら、次に入らせていただきます。

ありがとうございます。それでは続きまして、日本語教育関係機関・団体の取組状況について各団体から御報告いただきます。初めに一般社団法人全国日本語学校連合会から

御報告お願いいたします。

【全国日本語学校連合会】 全国日本語学校連合会の取組について御説明したいと思います。お手元の配布資料の7になると思います。その配布資料を見ていただきながら聞いていただけるといいと思います。

まず、全国日本語学校連合会というのは、日本語学校の業界団体、日本語学校を営んでいる組織が加盟している業界団体です。その業界団体の中で情報を共有し、いろいろな勉強会等に取り組んで、なるべく日本語教育の質を高めていく。それから日本語教育機関の経営を安定させるというようなことを相互に行うということを目的にしています。現在取り組んでいるのは、それぞれの日本語学校に、北海道、東北、関東、中部、関西、九州の各地区で説明会、勉強会を行って、現状の留学生の状況、それから入管等の政策の状況、それから学生管理等についての知識の共有というような形の活動をしています。2番における経営者会議というのは、更にその経営者の方ですね。現場よりも経営者がどういう理念を持って日本語教育をしていかなければいけないかということをお互いに話し合う。更に日本語教育機関が運営していく補助になるという形で、法務省入国管理局の御協力を頂きまして、3番の「日本語教育機関の留学に係る申請取次研修会」、取次ぎの資格が取れる研修会というのを東京、大阪において年1回行っております。さらに、ちょっと飛びますけれども(7)番のところで、全国日本語教育機関共済協同組合というところと連携しまして、留学生のための保険、学校にいるときだけではなくて生活しているときにも起こる事故、疾病等に対する保険を掛けられるような形の協力をしています。それから、外に向けて、これから学生が応募していく中で、どういう学校がきちっとした、日本の中での日本語教育機関なのかということを知らせるために、今年度初めてなのですけれども、このような法務省告示校、告示がなければ日本語留学のビザの取自ら次ができないわけですので、告示校の一覧というのを取りまとめてみました。これを各機関、諸外国の在外公館や日本語教育機関等に出すことによって、きちっと日本語教育をしている、制度・法に基づいて日本語教育をしているのはどこかということを示せればと思っています。

以上のような活動が日本語学校連合会の活動なのですが、ちょっと済みません。質問になってしまうのですが、留学生の数の中で、今、日本語教育機関に在籍している数、そして大学・専門学校に在籍している留学生の数というのはかなり近くなってきています。留学生の3分の1ぐらいが日本語教育機関であって、それが大学・専門学校に進学していくのですが、文部科学省から通していただいている奨学金等の分配の割

合というのは、その割合に比例していない、反映されていない形になっていると思いますので、今後も拡充していただくことによって、現地で学習意欲があって、非常に真面目な学生があるのだけでも、経済的な理由で来られない。資格外活動をして、それでも賄えない。けれども日本に行きたいという学生を日本に連れてくるための補助、援助をしていただければと思います。

もう一つなのですけれども、今、日本語教育機関から大学・専門学校に進学するときに非常に難しくなっています。一つの理由が、学生が急に日本語学校に増えてしまって、数のアンバランスが生じているということ。それから、あと最近、ちょうど今、進学の相談に入っている時期なのですけれども、大学さん等によっては、日本人の保証人を求めるという書類を出して、留学生は日本に保証人というのはほとんどいけませんので、私の学校の場合では私が全て保証人になっている。それで、判こを押しているという形になっているのですけれども、そのようなことを留学生に求めるのは、たしか一度、文部科学省さんが、そういうことはしないようにという、何か通達を出していたような気もするので、最近それを求める学校さんが多くなっている、文部科学省さんの方でそれについては、ちょっと検討していただいて、やめるような形にいただければと思います。保証人が見付からないからといって進学を諦めてしまうような学生がいなくてもいいので、それをやっていただけたらと思います。以上です。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございました。続きまして、一般社団法人全国日本語教師養成協議会から御報告お願いいたします。

【全国日本語教師養成協議会】 全国日本語教師養成協議会の代表理事の吉岡でございます。よろしくお願いします。

日本語教育推進に関わる全国日本語教師養成協議会は、日本語教師養成講座及び日本語教師の質の向上と、それを通して、日本語教師及び日本語学習者を支援することを目的としております。したがって、この協議会は、現場で求められる日本語教師の実践力、日本語教師に期待される使命と責任などをテーマとしたフォーラムや講演会、日本語教育の現場での確に教えることができる実践的な知識・能力を測定する全養協日本語教師検定を実施しております。ここ数年、日本語教育はますます多様化し、拡大しておりますが、その日本語教育を担う日本語教師の不足が問題となってきました。文化庁の国内の日本語教育の概要を基に日本語学習者数と日本語教室数の過去5年間の年平均伸び率を算出し、それを基に今後5年間の想定すると、現在、教師一人当たり5.3人の学習者を維持すると

なると、2020年には1万7,000人の日本語教師の不足が想定されます。かなり荒っぽい計算ですが、現在、現実に日本語教育の現場、特に日本語教育機関はもちろんのこと、海外での日本語教育現場、さらには公的機関でも、日本語教師不足に直面しております。今後、ますます懸念される状況が予想され、大変危惧しておりますのでございます。

日本語教師を供給する立場としての全養協では、日本語教師のやりがいや魅力などをアピールするとともに、自らの信頼を醸成するために、自己点検、自己評価、カリキュラム、講座を担当する教師の学歴・日本語教育歴、科目のシラバス、就業要件等の情報公開に努めております。更に大学・大学院の日本語学科と連携・協力し、日本語学科の学生に日本語教育の現場に携わってもらいたいと願っています。そのために、インターンシップによる日本語教育の現場の理解とともに、実習による実践力の習得などを通し、専任あるいは兼任講師として就職する場を作っていく。そういうことも推進しております。同時に日本語教師の待遇は、現在、急ピッチで改善されてきておりますが、更に一層、魅力ある職場にしていこう取り組んでおります。そのほか、教師採用の合同説明会の開催を通してマッチングを進め、情報の提供により出会いの場を提供しております。

最後に、日本語教育の充実は日本社会経済にとって今後一層、重要な役割を果たすものと思われまます。全養協としては、その役割の一端を果たすためにも、一層、自らの向上と他団体との協力を推進していくことが今後の課題と考えております。どうもありがとうございました。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございました。続きまして、公益財団法人国際文化フォーラムから御報告お願いいたします。

【国際文化フォーラム】 国際文化フォーラムの中野と申します。よろしくお願いいたします。

国際文化フォーラムは、世界の青少年の成長を、外国語と交流を通じてサポートするという仕事をしております民間の財団でございます。本日は、海外の日本語教育促進というテーマで、互いの言語の教育・学習に携わる生徒、教師、管理職の交流事業を御紹介したいと思ひます。国際文化フォーラムは、これまで海外の日本語教育と日本の外国語教育に関連する事業を進めてまいりました。それは、この二つをつなぐことで互いの言語教育が更に促進できると考えているからです。そしてこの考えの下に、生徒間交流、教師間交流、管理職間交流という形で事業を進めております。資料は配布資料9でございます。全て説明するのはちょっと時間が足りませんので、本日は教師間交流と管理職間交流の二つにつ

いて御説明したいと思います。

まず教師間交流でございますが、4ページになります。「互いのことばを教える教師間の交流事業」と申しますが、日韓、日中、日ロという形で実施しております。日韓につきましては、2014年、2015年と実施いたしました。そして日中に関しましては、済みません、「2015年度」となっていますが、2015年1月でございます、2014年度の実施となっております。日ロに関しましては、2015年度、本年度ですが、実施しております。いずれも国際交流基金様の御協力を得て実施している事業でございます。

この中の日韓の教師交流プログラムについて、かいつまんで御説明したいと思います。2014年度、2015年度に実施した事業でございますが、国際交流基金の浦和にございます日本語国際センターを会場にしまして、日本で韓国語を教えている先生と、韓国で日本語を教えている先生の交流の機会を設けてございます。具体的には最初に講義という形で日本の韓国語教育の現状と課題について神奈川県の高校で韓国語を教えている先生にお話を頂いた後に、日韓の先生方の混成グループを作りまして、生徒の動機付けを高めるための授業案を一緒に考えるというようなことを2014年度は実施しました。2015年度は、日本語の教師として、韓国語教師として、大事にしていることは一体何かという議論を先生方の間でしていただくという活動をいたしました。こういう活動を通じて、日韓それぞれの言語を教えている先生方が互いに支え合える仲間になれる。そして、それぞれが教えている言語の地域の最新の情報を手に入れるルートを獲得できる。さらには学校間交流等、交流先の獲得に至るようなネットワークをこの場で得ることができるというようなことのほかに、それぞれの言語教師としてだけではなくて、いわゆる教育者として、青少年にそれぞれの外国語教育がどのようなことができるのかというようなところを考えることができるわけです。その言語を適切に運用するということだけではなくて、言語教育が人にとってどういう意味を持つものか、意義を持つものかというようなことに気付くような成果が上がっております。

続きまして管理職間交流について御紹介します。5ページになりますけれども、「互いのことばの教育にかかわる校長交流事業」という形で、現在、日中、日韓で実施しております。日中に関しましては、2014年度、2015年度に実施しまして、日韓に関しましては2015年度、2016年度に実施しております。この事業は、東京及び韓国の韓国教育院、韓国の文部科学省の日本への出先機関ですが、東京と神奈川の教育院と共催して実施する日韓の校長先生の交流です。

これは国際交流基金のソウル日本文化センター様にも一部共催していただく形で事業を実施いたしました。日中、日韓とございますが、日韓の方につきましてかいつまんで御説明いたします。日韓の校長交流プログラムは、昨年度から実施しているものでございまして、日本の高校の管理職を韓国に派遣し、韓国の高校を訪問したり、そして日韓の校長先生と韓国の日本語の先生が集まった交流会を実施したりしております。今年も8月に、国際交流基金のソウル日本文化センターを会場にいたしまして、日韓の校長先生の交流会を実施いたしました。最初に実践報告という形で、もう既に日韓の間で学校間交流を実現している学校の校長先生から、その実践につきまして報告していただいた後、日本の校長先生10名、韓国の校長先生10名、その通訳兼参加者という形で韓国の日本語の先生がほぼ10名、計30名の方が参加されたわけですが、互いの教育観を伝えあったり、それから学校間交流を実現するための課題とは一体どういうものを共有したり。そういった議論をいたします。そして、互いの学校について紹介し合う中で、学校間交流に向けた人間関係作りが出来上がるというような仕組みになっております。このプログラムを通じて、先ほどの教師間交流と同様ですが、信頼できる仲間ができる。そして、その地域の状況について理解することができ、交流先の獲得というようなことが日韓双方で起こります。これも教師と同様でございますが、交流について実際に韓国を訪れた日本の校長先生たちは、その意義を非常に深く理解するわけです。さらに意識化することにもなりまして、具体的にはもう3校の学校で、学校間交流に向けた活動が起こっているということでございます。

日本語を教えている韓国の先生、韓国に限らず海外の先生と、日本で外国語を教えている先生たちをつなぐことで、冒頭にも述べましたが、日本語教育は更に発展するのではないかとございまして。以上、御報告です。失礼いたしました。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございます。続きまして、公益社団法人日本語教育学会から御報告お願いいたします。

【日本語教育学会】 公益社団法人日本語教育学会について、私、会長、伊東祐郎から御報告いたします。資料は、束になった最後に、このようなチラシがございますので、これに基づいて説明をさせていただきたいと思っております。配布資料10、公益社団法人日本語教育学会です。この標題、「新たな、そして大きな飛躍に向けて」ということについて、皆さん、どうしてこのような文言があるかということなのですけれども、実は3年前に、日本語教育学会は、社団法人から公益社団法人に生まれ変わりました。それ以降、現在、組織改編や組織改革を行っておりまして、そのことを、「新たな、そして大きな飛躍に向けて」

という文言でまとめさせていただいております。社会が多様化し、日本語教育も様々なところで実践されるようになって、30年前の日本語教育とは随分と様子が異なっております。そういう中で、公益社団法人になることによって、私たちは日本語教育学会の役割や使命、ミッションを再度チェックしようということで、ずっと取り組んでまいりました。そしてその結果、私たち日本語教育学会の使命としては、真ん中に書いてございますように、「人をつなぎ、社会をつくる」ということで、日本語教育というものが、ただ記号や文字を教えるだけではなくて、そこに集う人たちがやっぱりつながっていく、そしてグローバル社会の中で新たな、そして共生社会を作っていくのだということを認識して、我々はこのような使命を掲げました。この新生、新たな公益社団法人になることによって、ロゴマークも変えております。真ん中辺の、桜のような、水引のようなものが、新たなロゴマークとなっております。

学会像、我々、日本語教育学会はどのような学会像をイメージするかということなのですが、すけれども、まず、共に集い行動する学会ということで掲げております。実は1週間前も、全世界のいわゆる学会が集まるグローバルネットワークという学会がインドネシアで開催されました。日本国内のみならず世界の日本語教育関係者や研究者等々が一堂に会して、このグローバル社会の中で、日本語教育や人作り、社会作りをどうしていくかということを議論してまいりました。

そして1ページめくっていただきますと、見開きになりますけれども、ここでは学会の全体目標ということで、左上に、日本語教育というものが、一体この学会が何をするかということで、具体的に、学術研究、研究者の養成、そして実践の創造と深化をみんなで共有して、そして新たな学習環境を整備していきたい。ひいては日本語でコミュニケーションをとりながら相互理解を深めて、我々の、そして全世界の人々の人生を豊かにしたいということを目標として掲げております。

これを実現するために、ではどんなことをするべきかということが、左下三つの、いわゆる事業の柱を立ててあります。1、日本語教育の学術研究を推進する。実は日本語教育学会は4,000名余りの会員から成っております。研究者、実践者、教師、そして学生、その他日本語教育に興味を持つ4,000人の会員から成っております。そういった人たちの知財や知見をこの学術研究に生かしたいと思っております。そして、やはり学習者がおりますので、学習者に対する実践を促進するということでもあります。実は日本語教育というと、まだまだ十分に言葉、そして学問として認知されていない部分もあります。そうい

う点で、新たに生まれ変わった我々としましては、やはり日本語教育の、いわゆる認知度を高めたいということで、日本語教育の情報交流をこれまで以上に推進していきたいと思っております。これまで文化庁や文部科学省、日本国際交流基金の皆様と、事業や研究を通していろいろやってまいりましたけれども、更にこれを、いわゆるオールジャパンで展開できたらなと思っております。そして、真ん中、黄色のところには三本柱がありますが、それを実現するために様々な委員会が取り巻いておりますが、これが実施の舞台と御理解いただけたらと思います。課題もいろいろございますが、我々、グローバル化の中で様々な課題を抱えつつ、それを、日本語教育を通して解決していきたいと考えておりますので、課題2、共通課題に対する事業間の連携と協働、そして学際的にもそれを推進していきたいと思っております。そして課題5、やはりICTがますます推進化する中で、これまでのようないわゆる情報発信ではなくて、IT化を更に進めたいと考えております。

そして最後のページです。もう時間もございませんけれども、実は来年の2017年の5月に、いわゆる、毎回大会を開いておりますが、新たに生まれ変わった、そしてある程度、公益社団法人の、いわゆる改革の最終目標としての新生学会記念大会を、早稲田大学で開催する予定でおります。したがって、まだまだ改革途中でありますけれども、来年の春を目指して、公益社団法人としての、いわゆる内実ともに充実した組織体としてやっていきたいと思っております。簡単ではありますが、以上、日本語教育学会の説明をさせていただきました。ありがとうございます。

【小松日本語教育専門官】 ありがとうございます。それでは、ただいま各団体から御報告いただきました内容について御質問等、受け付けさせていただきますが、先ほどJ a L S A様の方から質問といたしますが、意見があったのに対して、学生・留学生課から何かお話しできる内容がございますでしょうか。奨学金の拡充の要望、それから大学の、日本語学校機関からの進学に当たっての、日本人の保証人を付けるということについての御意見だったのですが、ちょっとこの場ではすぐには難しいということであれば、その旨御対応をお願いいたします。

【文部科学省高等教育局学生・留学生課】 いや、今、留学生数ですけれども、日本語教育機関を含めると20万、2015年度で20万8,379名が留学生数となっております。そのうち、日本語教育機関の学生は5万6,317人。この日本語教育機関の学生に対しての奨学金としましては、従来のいわゆる学習奨励費に、日本語教育機関の学生を対象に月額3万円ですけれども支給しております。今年度も同様の要求をしておりますので、

今後も支給できるように努めてまいりたいと考えております。

保証人につきましては、ちょっとこちらからはどうにも。

【小松日本語教育専門官】 大学の話だということですね。やはり大学の経営のお話でしょうから、それは各大学の判断になっていると思われますので、個別に働き掛けていただくしかないということでしょうか。

全体を通してでも構いませんので、御質問、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

どうもありがとうございました。少々お時間は残っておりますけれども、特に御発言がないようでしたら、この辺で本会議は終了させていただければと思います。どうも本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございました。次回につきましては、改めて御案内させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは第7回の日本語教育推進会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。